

伊勢原市章の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市章(昭和32年伊勢原市告示第23号。以下「市章」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 市章に関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(取扱いの原則)

第3条 市章は、市を象徴するものであるため、市の尊厳を損なうことのないよう、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(使用の基準)

第4条 市章は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用することができる。

- (1) 市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用されるおそれのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の宣伝若しくは信用を高める行為に使用し、又は使用されるおそれのある場合
- (5) 営利目的で使用し、又は使用されるおそれのある場合(市の施策の推進、情報発信等に特に有益であると認められる場合を除く。)
- (6) その他市長が使用について適当でないとする場合

(使用の申請)

第5条 市章を使用しようとする者は、伊勢原市章使用(変更)承認申請書(第1号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市又は市議会が使用する場合
- (2) 市職員又は市議会議員がその身分を表すために使用する場合
- (3) 国又は他の地方公共団体が使用する場合
- (4) その他市長が使用について必要とする場合

(使用の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、使用の可否を伊勢原市章使用(変更)承認通知書(第2号様式)又は伊勢原市章使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、市章の使用を承認する場合は必要に応じ、使用条件を付することができる。

(使用承認の変更)

第7条 前条第1項の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が承認された内容を変更しようとするときは、伊勢原市章使用(変更)承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、変更の可否を伊勢原市章使用(変更)承認通知書又は伊勢原市章使用(変更)不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、使用承認を取り消し、市章の使用の差止め、市章を用いた作成物の回収等の必要な措置を求めることができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反したとき、又は違反することが判明した場合
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の承認を受けた場合
- (3) 使用者が第6条第2項の規定による使用条件に違反した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

2 前項の規定により使用承認を取り消した場合は、伊勢原市章使用承認取消通知書（第4号様式）により使用者に通知するものとする。

（責任の制限）

第9条 市は、前条の規定により使用承認を取り消した場合における措置に要する経費、損害その他一切の責任を負わない。

2 使用者が市章の使用によって第三者に対して損害を与えた場合でも、市は損害賠償その他法律上の責任を一切負わない。

（庶務）

第10条 市章の使用承認に係る手続は、企画主管課において行うものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、市章の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和元年6月28日告示第18号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に使用承認を受けている者については、この告示の定めるところによる使用者とみなす。

第1号様式（第5条、第7条関係）

伊勢原市章使用（変更）承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者
郵便番号
住 所
氏 名
団体名

伊勢原市章を使用（変更）したいので、次のとおり申請します。

使用目的 用 途		
使用期間		
使用数量		
連 絡 先	担当者	
	電 話	
	メールアドレス	
備 考		
添付書類		

第2号様式（第6条、第7条関係）

伊勢原市章使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付で申請のあった伊勢原市章の使用（変更）について次のとおり承認します。

使用目的 用 途	
使用期間	
使用数量	
使用条件	
承認番号	

（事務担当は、 ）

第3号様式（第6条、第7条関係）

伊勢原市章使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付で申請のあった伊勢原市章の使用（変更）については、次のとおり不承認とします。

使用目的 用 途	
不承認の理由	

（事務担当は、 ）

第4号様式（第8条関係）

伊勢原市章使用承認取消通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで使用を承認した伊勢原市章の使用について、次のとおり取り消します。

承認番号	
取消の理由	

備 考

- 1 現在使用中のものは、直ちに使用を中止してください。
- 2 必要に応じて、作成物の回収等の措置を行ってください。
- 3 市は、取消しにより発生する経費、損害その他一切の責任を負わないものとします。

（事務担当は、 ）